

# 役員規定

第一条 この規定は、社会福祉法人 竹清会の役員就任、報酬、退任に関する基本的事項を定めたものである。

第二条 本法人の役員等は次の通りとし、その員数は定款による。

理事	6名以上
うち理事長	1名
うち常務理事	1名
監事	2名
評議員	7名以上

第三条 理事長は、理事の互選によって定める。

第四条 理事長はこの法人を代表する。

第五条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

第六条 理事長の職務権限を下記のとおりとする。

- ・法人予算の編成
- ・役員費用弁償について理事会の議決を経て理事長が別に定める
- ・理事会、評議員会の招集
- ・法人資産の管理
- ・理事長は、理事会の議決を経て施設長を任免する
- ・法人事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書の策定

第七条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時とする。ただし、再任を妨げない。  
補欠により就任した役員任期は、前任者の残留期間とする。  
理事長任期は、理事として在任する期間とする。

第八条 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。  
監事は、この法人の理事、評議員または他の職務を兼任することができない。

第九条 役員等の報酬は、世間水準及び職員給与とのバランスを考慮し、これを定める。

理事及び監事	1回	5,000円 (日当、交通費含む)
評議員	1回	5,000円 (日当、交通費含む)
監事監査	年度末	25,000円 (監査料、交通費含む)
評議員選任・解任委員	1回	5,000円 (日当、交通費含む)
理事長	月額	250,000円 (日当、交通費含む)
常務理事	月額	200,000円 (日当、交通費含む)

理事長については、月6日以上勤務とし、出勤簿にて確認する。  
常務理事については、月6日以上勤務とし、出勤簿にて確認する。

第十条 報酬等の辞退  
役員は、報酬を辞退することができる。

第十一条 この規定の運用上必要な事項については、理事会は別に定めるものとする。

付則

この規定は、平成16年12月3日から施行する。  
この規定は、平成24年5月28日に変更する。  
この規定は、平成28年11月29日に変更する。  
この規定は、平成29年3月24日に変更する。